

○ 一部負担金減免の判定基準

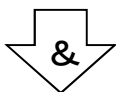
※世帯主とは、世帯の主たる生計維持者を含む。

※基準額とは、生活保護法第11条第1項第1号から3号までの扶助について、厚生労働大臣が定める基準により測定した世帯の需用の額

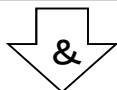
〈第一段階〉

A1

① 世帯主が過去一年以内に次のいずれかに該当
(1) 震災、風水害、火災等による損害 住宅の全半壊、全半焼又は家財等の2分の1以上の損害
(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等により著しく生活が困難 収入が前年に比べ70%以上減少し、世帯の収入が基準額以下
(3) 事業の休廃止等により著しく生活が困難 収入が前年に比べ70%以上減少し、世帯の収入が基準額以下
(4) 死亡・障害・長期入院等により著しく生活が困難(当該世帯が当該被保険者のみの世帯を除く。)
・ 死亡
・ 重大な障害 障害認定の要件となる障害と同程度
・ 長期入院 180日以上入院



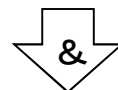
② 上記①に該当したことにより次のいずれかに該当
・ 市町村民税が減免された
・ 世帯主及び全ての世帯員の収入の合計額が基準額以下になった



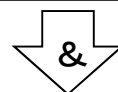
③ 世帯主及び全ての世帯員の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分以下

A2

① 世帯主が次のいずれかに該当
・ 市町村民税が非課税
・ 市町村民税が減免されている
・ 世帯主及び全ての世帯員の収入の合計額が基準額以下



② 世帯主及び全ての世帯員の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分以下



③ 世帯主が過去一年以内に次のいずれかに該当
(1) 震災、風水害、火災等による損害 住宅の全半壊、全半焼又は家財等の2分の1以上の損害
(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等により著しく生活が困難 収入が前年に比べ70%以上減少し、世帯の収入が基準額以下
(3) 事業の休廃止等により著しく生活が困難 収入が前年に比べ70%以上減少し、世帯の収入が基準額以下
(4) 死亡・障害・長期入院等により著しく生活が困難(当該世帯が当該被保険者のみの世帯を除く。)
・ 死亡
・ 重大な障害 障害認定の要件となる障害と同程度
・ 長期入院 180日以上入院

A1 または A2 に該当したら

〈第二段階〉

B

※ 自己負担限度額又は同程度の一部負担金を負担することにより、生活保護の生活水準を下回ってしまう場合に、減免を適用する。

判定基準	実収入月額 ≤ 基準生活費 + 自己負担限度額
------	-------------------------